

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号（イ）-①～③の認定について

《手続きについて》

- ①原則として本店登記（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が八千代市内にあることが要件となります。
- ②セーフティネット保証5号（イ）-①～③の認定は下記の書類を添えて、市役所商工観光課へ申請して下さい。
- ③認定書の交付は申請日の翌開庁日15時以降となりますので、余裕を持って申請して下さい。

《認定要件》

セーフティネット保証5号の指定業種（以下「指定業種（※1）」という）に属する事業を最低1つは営んでおり、最近3か月（※2）の企業全体の売上高等が前年同期比5%以上減少している上で、以下の要件を満たしていること。

1. 認定要件（イ）-①  
指定業種に属する事業のみを営んでいる。
2. 認定要件（イ）-②  
主たる事業（※4）の属する業種が指定業種であり、その事業の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。
3. 認定要件（イ）-③  
指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少しており、その減少額が企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対して5%以上減少している。

※①～③のどの要件に当てはまるかは、認定要件確認用フローチャートを使用し、確認して下さい。

《提出書類》

※書類の「%表示」は小数点第2位を切り捨て、第1位まで記入すること。

提出書類	部数	備考・注意事項
【法人・個人共通】	①認定申請書	2 2通とも実印を押印すること。円単位で表記のこと。
	②添付資料	1 月次の売上高等を記入すること。
	③最近3か月間の売上高等を証明する資料	1 試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。 ※3か月合計や売上のみ記載ではなく、各月の売上内容がわかる資料。
	④③の期間に対応する前年同期の売上高等を証明する資料	1 試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。 ※3か月合計や売上のみ記載ではなく、各月の売上内容がわかる資料。
	⑤事業毎の最近1年間（※3）の売上が確認できる資料	1 認定要件（イ）-②の申請の場合は必須。 ※認定要件①③の場合でも、必要に応じて求めることがあります。
	⑥許認可書（又は宣誓書）の写し	1 指定業種が許認可業種の場合は添付すること。
	⑦委任状（任意様式）	1 代理人（金融機関等）が認定申請手続きを行う場合は添付すること。
【法人】	①商業登記簿履歴事項全部証明書	1 インターネット取得のものでも可。
	②決算書（直近1期分）の写し	1 細目も含め全て。
【個人】	①確定申告書（直近1期分）の写し	1

注1）必要に応じて、事業内容が分かる会社パンフレット類を求めることがあります。  
注2）複数の認定要件に当てはまる場合、どの要件で認定申請をしても構いません。

- ※1 指定業種…日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類で指定済の業種。詳しくは中小企業庁のホームページを参照。
- ※2 最近3か月間…申請月の前々月を含む3か月間      ※3 最近1年間…申請月の前々月を含む1年間。  
（「最近3か月間」と「最近1年間」における直近の月は同じになります。）
- ※4 主たる事業…原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業。

問合せ先：八千代市商工観光課（TEL047-483-1151 内線3571）